

令和3年度 第2回 能登町入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和3年11月9日(火) 午後1時30分～3時30分 能登町役場3階 302会議室	
出席委員	<p>【職務代理】 芦田 正良(公平委員) 出席 鍛冶 武司(監査委員) 出席</p> <p>【委員長】 角 弘子(公平委員) 出席 橘 重克(公平委員) 出席 山根 敏秀(税理士) 出席</p> <p>(※敬称略 五十音順)</p> <p>注) (役職名)については、委員委嘱時における役職を表記。</p>	
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨 拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>(2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議</p> <p>(3) 談合情報についての報告及び審議</p> <p>(4) 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>(5) 審議対象工事の審議</p> <p>(6) その他</p> <p>4 閉 会</p>	
審議対象期間	令和3年度(上半期) 【令和3年4月1日～令和3年9月30日】	
抽出工事	5件(予定価格が130万円超の建設工事110件(一般5件、指名100件、随契5件)のうち)	
	一般競争入札	1件 ・令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 梅ノ木団地1号棟建設工事(建築)
	指名競争入札	3件 ・令和3年度 町道1級姫1号線 舗装工事 ・令和3年度 浄化槽市町村整備推進工事(その2 鶉川) ・令和3年度 生活基盤施設耐震化等交付金 水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事(その3 四方山・立壁)
	随意契約	1件 ・令和3年度 内浦地区ネットワーク移行に伴う伝送路切替工事

委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	<u>具申なし。</u>

別紙

質問・意見	回 答
<p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>・金沢市や富山県舟橋村で起きた官製談合事件が大きく報じられていたが、そういった事件に対して、町として何か対応したことはないのか。当然この様な件に対しての報告があるかと思っていた。</p> <p>入札監視委員会としてはそういったことも見ていかなければならないと思います。</p>	<p>・審議対象期間における入札執行件数を報告した。また、令和3年6月23日から工事及び建設コンサルタント業務の入札を書面による入札から電子入札システムによる入札へと移行したことを報告した。</p> <p>・毎年開催されている石川県主催の官製談合防止法講習会があり、毎年入札執行担当者のみが受講していました。しかし、金沢市の官製談合の件を踏まえ、今年度はオンラインでの開催ということもあり、各課職員に対して開催の案内を行い、受講してもらった。</p> <p>また、指名審査委員会でも今回のような官製談合の報道があったときには毎回取り上げて、注意喚起を行っています。</p>
<p>(2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議</p>	<p>・該当事案が無かったことを報告</p>
<p>(3) 談合情報についての報告及び審議</p>	<p>・該当事案が無かったことを報告</p>
<p>(4) 審議対象工事の抽出結果について</p>	<p>・能登町入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、抽出委員が審議対象工事の抽出結果を報告した。(抽出委員が令和3年10月11日に能登町役場302会議室において、入札方式別に「くじ引き」より抽出)</p>

質問・意見	回答
<p data-bbox="244 286 568 320">(5) 審議対象工事の審議</p> <p data-bbox="228 383 480 416"><一般競争入札分></p> <p data-bbox="228 432 767 510">「令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 梅ノ木団地1号棟建設工事（建築）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="228 573 780 651">・入札結果に記載されている「事後審査型につき未審査」とはどういうことか？ <li data-bbox="228 1099 716 1133">・審査とはどんなことを審査するのか。 <li data-bbox="228 1435 780 1514">・完成工事高の要件である65,000千円とは。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="810 573 1362 987">・当該工事については、事後審査型の一般競争入札により執行しております。事後審査型とは開札時には一番低い価格で応札した者を落札者として決定せず落札候補者に留め、入札後に落札候補者のみ資格審査を行い適格であれば落札者となります。適格でなければ次順位の者を資格審査するが、落札候補者を資格審査したところ適格だったため、その他の入札参加者については未審査とした。 <li data-bbox="810 1099 1362 1323">・入札参加者が提出した入札参加資格確認申請書及び添付書類を審査し、入札公告に記載してある入札参加資格の要件である地域要件、総合点数、完成工事高、施工実績等の要件をすべて満たしているか審査しています。 <li data-bbox="810 1435 1362 1704">・予定価格が税込みで64,108千円であることから切り上げた65,000千円という予定価格と同等の額を要件として設定しました。この入札には、建築一式工事としての完成工事高を要件の額以上に有しないと参加できないということになります。

質問・意見	回 答
<p data-bbox="228 282 480 315"><指名競争入札分></p> <p data-bbox="228 331 770 412">「令和3年度 町道1級姫1号線 舗装工事」</p> <ul data-bbox="228 477 783 607" style="list-style-type: none"> 資料にある入札参加者について、指名者数9者、入札参加者数9者、辞退者数も9者となっているがどういうことか。 <ul data-bbox="228 714 783 844" style="list-style-type: none"> 指名業者が記載されている表の中で、パターンが固定、ローテ、Bとなっているがこの違いは。 <p data-bbox="228 1099 762 1180">Bとなっている能登町の業者はここに記載されている3者だけか。</p> <p data-bbox="228 1339 767 1420">「令和3年度 浄化槽市町村整備推進工事 (その2 鶉川)」</p> <ul data-bbox="228 1485 783 1659" style="list-style-type: none"> 指名基準で施工地区の全業者と外2地区から各1者ずつ選定となっていますが、その1者ずつというのはどの様な基準で選定していますか。 <ul data-bbox="228 1771 775 1805" style="list-style-type: none"> 最低制限価格の算出は難しいものなのか。 	<ul data-bbox="810 477 1366 562" style="list-style-type: none"> 辞退者数は0者となります。訂正いたします。 <ul data-bbox="810 714 1366 1037" style="list-style-type: none"> 固定となっている者は能登町内に営業所がある者で、ローテとなっている者は、能登町内に営業所は無いが、合併前に各町村で受注実績があった者です。Bとなっている者は、Bランク工事(発注予定額が300万円未満の工事)を発注する場合に指名している町内に本店又は営業所がある者です。 <ul data-bbox="810 1099 1366 1180" style="list-style-type: none"> 舗装工事の完成工事高を有する者はこの3者のみです。 <ul data-bbox="810 1485 1366 1659" style="list-style-type: none"> 当該工事は鶉川地区ということで、旧能都町の有資格業者を全業者選定し、旧内浦町からの1者と旧柳田村からの1者については、ローテーションにより選定しております。 <ul data-bbox="810 1771 1366 1946" style="list-style-type: none"> 最低制限価格の算出方法については、公表しておりますので、ある程度近い価格の算出は可能かと思えます。設定された最低制限価格と落札額が同額になることもあります。

質問・意見	回答
<p>「令和3年度 生活基盤施設耐震化等交付金 水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事（その3 四方山・立壁）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者が記載されている表の中で、黒い丸で指名されている者と白い丸で指名されている者の違いは。 ・入札結果について棄権となっている者がいるがペナルティーはあるのか。 <p><随意契約分></p> <p>「令和3年度 内浦地区ネットワーク移行に伴う伝送路切替工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号となっており、契約の性質・目的が競争入札に適しないということだが、どういったところが入札に適しないということなのか。 ・資料には県内において条件を満たす業者はこの契約者のみであるとなっているが、全国でもそうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒い丸が付いている者は、工事所管課から指名案として挙げられていた者で、白い丸が付いている者は、指名審査委員会事務局で選定要綱や内規等を考慮し追加した業者です。これを指名審査委員会で諮り指名業者を決定いたします。 ・辞退届の提出が無く応札しなかった者は棄権として処理しています。ペナルティーにつきましては、この入札以降に指名する機会があったときに1度だけ指名しないこととしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・この工事は旧内浦庁舎に接続されていた光ケーブルを新しくできた内浦サブセンターに接続する内容となっています。これについては単純な接続というものではなく、町の光伝送路構成情報を有している業者でないと施工することができません。その業者は今回契約した1者しかいないので、競争入札に適しないということです。 ・全国でもこの契約者だけになります。

質問・意見	回答
<p>・この1者でしか施工できないということで、契約額は適正な価格となるのか。</p> <p>・光伝送路構成情報を有するという要件を考慮しなければほかの業者でも施工できるということですか。</p> <p>(6) その他</p> <p>・次回審議対象工事に係る抽出委員の決定について</p> <p>・次回（次年度第1回）入札監視委員会の開催予定について</p> <p>・配布された資料について、毎回添付されているものがある。紙の無駄にもなるし、作成する時間も無駄になるかと思いますので、毎回添付されている要綱等の資料はファイルにまとめていただいて、会議の際に配っていただき、終了後に回収するようにしていただければよいと思います。</p>	<p>・設計は町で可能ですので、設計して予定価格を設定してからの見積徴収となります。</p> <p>・そうです。実際に接続が伴わない伝送路の移設工事につきましては、入札を行い契約しております。</p> <p>・能登町入札監視委員会設置要綱第6条に規定する次回審議対象工事に係る抽出委員は、能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領第3条第2項の規定により、山根委員に決定する。</p> <p>・令和4年5月中旬～下旬に開催予定とすることを決定する。また、具体的な日程調整は、4月早々とする。</p> <p>・次回の会議には要綱等をまとめ、1つのファイルとして作成し、配布することとした。</p>